

# 初期診療後の救急患者の転院搬送「救急患者連携搬送料」

2024年3月5日 厚生労働省診療報酬改定をもとに作成

- 第三次救急医療機関等に救急搬送された患者について連携する他の医療機関でも対応が可能と判断する場合に、連携する他の医療機関に看護師等が同乗の上で転院搬送する場合の評価を新設するとともに、急性期一般入院料における在宅復帰率に関する施設基準について必要な見直しを行う。
1. 救急搬送の受入れに関する実績のある医療機関から、救急外来を受診した患者又は入院3日目までの患者について、医師、看護師又は救急救命士が同乗し連携する他の医療機関に転院搬送する場合の評価を新設する。
  2. 救急患者連携搬送料の新設に伴い、急性期一般入院料における在宅復帰率に関する施設基準について必要な見直しを行う。

救急患者連携搬送料 要届出 <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">new</span>	
点数	1 入院中の患者以外の患者の場合 1,800点 2 入院1日目の患者の場合 1,200点 3 入院2日目の患者の場合 800点 4 入院3日目の患者の場合 600点
対象	救急外来を受診した患者又は緊急入院後3日目までの患者
主な算定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急外来を受診した患者に対する初期診療を実施し、連携する他の保険医療機関において入院医療を提供することが適当と判断した上で、当該他の保険医療機関において入院医療を提供する目的で医師、看護師又は救急救命士が同乗の上、搬送を行った場合に算定する。この場合において、救急搬送診療料は別に算定できない。</li> <li>● 他の保険医療機関への搬送は、救急患者連携搬送料を算定する保険医療機関に所属する医師、看護師又は救急救命士が同乗の上で、道路交通法及び道路交通法施行令に規定する緊急自動車であって当該保険医療機関又は搬送先の保険医療機関に属するものにより行われること。</li> </ul>
主な施設基準	(1) 救急搬送について、相当の実績を有していること。(救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる救急搬送件数年間 2,000件以上) (2) 受入先の候補となる他の保険医療機関において受入が可能な疾患や病態について、当該保険医療機関が地域のメディカルコントロール協議会等と協議を行った上で、候補となる保険医療機関のリストを作成していること。 (3) 搬送を行った患者の診療についての転院搬送先からの相談に応じる体制及び搬送を行った患者が急変した場合等に必要に応じて再度当該患者を受け入れる体制を有すること。 (4) 連携する他の保険医療機関へ搬送した患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制を確保していること。 (5) 毎年8月、救急外来等における初期診療を実施した患者の他の保険医療機関への搬送の状況について報告する
備考	救急患者連携搬送料を算定し、他の保険医療機関に転院した患者は、在宅復帰率の分母・分子に含めない。

いわゆる“下り搬送”の評価